

○北しりべし廃棄物処理広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

制 定 令和2年 3月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与及び費用弁償の額等)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額及び支給方法その他給与等について必要な事項は、小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年小樽市条例第3号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。